

広報誌をご覧くださいありがとうございます。

この広報誌では社内の取り組みや事例などを紹介いたします。

今回は9月度の安全意識向上会議で行われた飲酒運転の問題についてご紹介します。



**飲酒運転は悪質な犯罪行為！事故を起こすと大きな代償も**

**事業者への行政処分**

9月22日小樽市で乗用車が正面衝突をして1名が死亡する事故がありました。この事故が起きた原因は飲酒運転で、容疑者は事故を起こす2時間前に12時間ほどにわたり飲酒しており、基準値の3倍を超えるアルコールが検出されたそうです。容疑者は酒気帯び運転と過失運転致死で送検されたと報道がありました。酒気帯び運転による行政処分はアルコール濃度0.15m/l以上0.25m/l未満で違反点数13点で免許90日、0.25m/l以上で違反点数25点で免許取り消しとなり欠格期間が2年となります。またアルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態の酒酔い運転では、違反点数35点で免許取り消しとなり、欠格期間は3年と、大変重い処分となります。これに加え運転者、車両提供者、酒を提供した者、同乗者にも懲役と罰金の罰則があります。このように飲酒による運転には重いペナルティが課せられます。しかしながら飲酒による事故はなくなる。これは危機感やアルコールについての理解が足りないからではないでしょうか。

飲酒運転は運送事業者にも大きな罰則があります。

運転者が飲酒運転を引き起こした場合は**100日車の処分**(初犯)が課されます。また、事業者が飲酒運転を容認した場合は**14日間**、飲酒運転を伴う重大事故を起こし、飲酒運転についての**指導監督義務違反**の場合は**7日間**、飲酒運転と指導監督義務違反があった場合は**3日間の事業停止処分**が科されます。(違反事業所に対しての処分)

アルコールの分解時間はビール500mlを1単位として、一般的に**1単位のアルコール分解時間は4~5時間**と言われており、3単位飲むと半日は体内にアルコールが残っている計算になります。また、**アルコールが残っている状態で運転をすると、視力、判断力、注意力の低下**など様々な影響を及ぼすことになるため、絶対に運転してはいけません。軽い気持ちで運転すると自分はもちろん家族・親戚・身近な人など大切なものを失う可能性があるため、飲んだら乗るな、乗るなら飲むなを常に頭に入れて安全運転を心がけていただきたいと思います。

飲酒運転による違反

飲酒運転での事故

酒酔い運転

危険運転致死傷罪

- 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 違反点数35点(免許取消 欠格期間3年)

正常な運転ができない状態の場合

- 死亡事故の場合...1年以上20年以下の懲役
- 負傷事故の場合...15年以下の懲役

酒気帯び運転

- 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・アルコール濃度0.15~0.25m/l未満  
違反点数13点(免許停止90日)
- ・アルコール濃度0.25m/l以上  
違反点数25点(免許取消 欠格期間2年)

正常な運転ができない恐れがある状態の場合

- 死亡事故の場合...15年以下の懲役
- 負傷事故の場合...12年以下の懲役

過失運転致死傷罪

- 7年以下の懲役もしくは禁固  
または100万円以下の罰金

※処罰は初犯の場合です



ホームページの閲覧はこのQRコードを読み取ってください  
<https://www.trns2010.co.jp/>